

市第168号議案

令和元年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市市街地開発事業費会計予算」の名称を「令和元年度横浜市市街地開発事業費会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,207,005 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,190,985 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和2年2月13日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

人件費及び二ツ橋北部第1期地区事業費等を補正したいので提案する。

市第168号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		3,832,788 ^{千円}	2,853,150 ^{千円}	6,685,938 ^{千円}
	1 国庫補助金	3,832,788	2,853,150	6,685,938
3 繰入金		4,797,161	△ 57,145	4,740,016
	1 一般会計繰入金	4,667,157	△ 57,145	4,610,012
6 市債		3,279,000	2,411,000	5,690,000
	1 市債	3,279,000	2,411,000	5,690,000
歳入合計		11,983,980	5,207,005	17,190,985

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市街地開発費		11,983,980 ^{千円}	5,207,005 ^{千円}	17,190,985 ^{千円}
	1 総務費	863,385	8,749	872,134
	2 事業費	9,504,481	5,198,256	14,702,737
歳出合計		11,983,980	5,207,005	17,190,985

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部 第1期地区 事業費	448,000	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	816,000	市債証券の 発行または普 通貨借の方法 による。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
新網島駅 周辺地区 事業費	359,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	815,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
東高島駅 地区事業 費	223,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	561,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
横浜駅 西口鶴屋 地区事業 費	153,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	212,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
大船駅 第二地区 事業費	1,528,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	2,183,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
泉ゆめが 丘地区事 業費	275,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	538,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
瀬谷駅 南口地区 第1地区 事業費	293,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。	565,000	起債の時期 は令和元会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができる。
計	3,279,000				5,690,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地業開発費	2 事業費	金沢八景駅東口地区土地区画整理事業	7,000 ^{千円}
1 市街地業開発費	2 事業費	金沢八景駅周辺整備事業	44,000
1 市街地業開発費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	984,000
1 市街地業開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区土地区画整理事業	918,000
1 市街地業開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区関連事業	190,000
1 市街地業開発費	2 事業費	東高島駅北地区土地区画整理事業	1,125,000
1 市街地業開発費	2 事業費	東高島駅北地区埋立事業	175,000
1 市街地業開発費	2 事業費	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発事業	326,000
1 市街地業開発費	2 事業費	大船駅北第二地区市街地再開発事業	3,032,000
1 市街地業開発費	2 事業費	泉ゆめが丘地区土地区画整理事業	1,198,000
1 市街地業開発費	2 事業費	瀬谷駅南口第1地区市街地再開発事業	994,000
設 定 額 合 計			8,993,000